平成２３年（フ）第６６４２号
大阪府茨木市玉瀬町33番23号
債務者　峯松　和明
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６４３号
大阪府茨木市玉瀬町33番23号
債務者　峯松佳世乃
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６４４号
大阪府高槻市芝生町４丁目59番７号
債務者　登地　敏子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６４５号
大阪市中央区博労町１丁目５番９―1307号
債務者　廣田　朱香
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６５２号
大阪市旭区大宮２丁目17番４号ハウザン21大宮Ⅱ　203号
債務者　木谷眞由美（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６６４号
大阪府吹田市西の庄町４番33号
債務者　秦　　和俊
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６７９号
大阪市平野区加美鞍作１丁目10番25―333号
債務者　柴田　憲一
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６９７号
大阪府門真市四宮２丁目10番11―306号
債務者　坂本　　叢
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７０２号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目４番27号　平和寮
債務者　荒川千栄美
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７０８号
大阪市城東区蒲生１丁目３番４号　メゾン東雲402号
債務者　猪股　　靖
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５号
広島県庄原市戸郷町５番地９、前住所広島県庄原市宮内町1372番地
債務者　加藤　　剛
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
広島地方裁判所三次支部

破産手続開始の取消決定確定

平成２３年（ラ）第９８３号（原審横浜地方裁判所川崎支部平成２２年（フ）第９６４号）
川崎市中原区北谷町35番地ちとせ荘201
抗告人（破産者）　石渡　　清
1　主文　原決定を取り消す。本件破産手続開始の申立てを棄却する。
2　決定日　平成23年９月12日
3　決定確定日　平成23年９月14日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第７９６７号
東京都江戸川区中葛西１丁目１―７―303、開始決定時の住所東京都港区芝３丁目12―18―409
破産者　内海さやか
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１号
岐阜県多治見市池田町５丁目232番地
破産者　伴　　千保
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１９０９号
愛知県春日井市高山町１丁目２番地の26
破産者　株式会社モリヤ
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９号
岡山市北区今保92番地の１
破産者　株式会社大藤製本
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０号
岡山市南区大福1081番地２　大福コーポ２号、開始決定時の住所岡山市南区大福1316番地４
破産者　淺野　正広
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７号
福岡県みやま市高田町今福691番地の４
破産者　朝日ハウス工業株式会社
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所柳川支部破産係